令和６年（フ）第７７号
岩手県奥州市水沢神明町一丁目６番８号　ドミナス３号室
破産者　佐々木千代志
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第８号
宮城県石巻市渡波字黄金浜131番地１　ファミール黄金浜204号
破産者　佐々木　薫
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和６年（フ）第２９４号
茨城県常陸大宮市若林835番地の６　宇留野住宅４号棟、開始決定時の住所茨城県水戸市見川２丁目43番地の８　レジデンス江橋Ａ－２棟202号
破産者　齋藤　和徳
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第４２号
茨城県鉾田市鉾田2265番地３　白田荘８号棟、前住所茨城県鉾田市烟田608番地１
破産者　鬼澤　正博
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第４３号
茨城県鉾田市鉾田2265番地３　白田荘８号棟、前住所茨城県鉾田市烟田608番地１
破産者　鬼澤　栄子
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第８９号
茨城県水戸市東原２丁目３番22号　＆ＫＮＯＴ102号
破産者　前島　　隆
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１２６号
茨城県ひたちなか市殿山町１丁目２番56号
破産者　宮尾　京子
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１５６号
茨城県水戸市双葉台４丁目23番地の10
破産者　照沼　　浩
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１６７号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅東二丁目15番24号　ル・グランヴェールＡ101
破産者　小池　弘子
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第１０６号
茨城県神栖市神栖二丁目15番１号　中田アパート１号、開始決定時の住所茨城県神栖市神栖二丁目15番９－３号
破産者　松本　広之
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第４２０号
さいたま市中央区上峰４丁目３番５－203号
破産者　大野　充史
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７５２号
埼玉県加須市向古河2557番地21、破産手続開始決定時の住所埼玉県加須市多門寺503番地１
破産者　利根川清隆
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７８５号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１西上尾第一団地３－２－103、開始決定時の住所埼玉県上尾市向山五丁目10番地27
破産者　松木陽之介
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８５１号
埼玉県北足立郡伊奈町栄一丁目106番地　グリーンコルトＢ－102
破産者　長谷川達哉
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８７２号
埼玉県新座市野火止一丁目７番18号　山崎マンション201号室
破産者　山本　大樹
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９２３号
埼玉県朝霞市根岸台８丁目８番36号
破産者　渡邉　晃至
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９４０号
埼玉県新座市栗原三丁目11番16号　シューワビルひばりヶ丘405号室
破産者　八島　清治
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２０９号
埼玉県川越市大字木野目256番地１（ピュア・クレセント207号室）、前住所埼玉県狭山市大字東三ツ木262番地の20
破産者　藤生　未空
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部